



2019年5月15日

各位

会社名 株式会社 チェンジ
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 福留 大士
(コード番号：3962 東証第一部)
問合せ先 取締役兼執行役員 CFO 山田 裕
(TEL. 03-6435-7340)

新株式発行及び株式売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2019年5月15日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行及び株式売出しにより、主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

今後、我が国は2060年に国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者になる（※1）という世界で類を見ない超高齢化社会になることが予測されています。そのような環境の中、当グループにおいては「Change People、Change Business、Change Japan」をミッションに掲げ、「生産性をCHANGEする」というビジョンのもと、人口減少下の日本を持続可能な社会にするための事業を展開しております。

具体的なグループの事業は次の3つに分かれます。まず、AI・音声インターネット、モビリティ、IoT、ビッグデータ、クラウド、セキュリティなどの各種アルゴリズム群のライブラリ及び基盤テクノロジーを活用したサービス、デジタル人材の育成研修を中心とした「NEW-IT トランスフォーメーション事業」です。次に、IPOの準備期間に入ったIT企業への投資と当社との事業連携を通じた企業価値向上を目指す「投資事業」です。最後に、NEW-IT トランスフォーメーション事業における官公庁向けのサービスを強化すべく、「ICTを通じて地域とシニアを元気にする」というミッションのもと「ふるさとチョイス」という日本最大のふるさと納税のプラットフォームビジネスを主力事業として地域創生に取り組んでいる、株式会社トラストバンクを2018年11月30日に子会社化し、「パブリテック（※2）事業」を開始しております。

当社グループを取り巻く市場環境に関連する動向としては、数多くのポジティブな要因があります。特に、政府がSociety5.0の実現に向けた成長戦略を強力に推し進めて

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

おり、成長戦略の柱であるテクノロジーを活用した「生産性革命」と「人づくり革命」を実現する各種政策の実行が進展を見せています。また、個別企業の動向をみても、このような新しいテクノロジー、デジタル人材育成・採用への投資が活発になっております。実際、各種市場調査のデータによると、AI、AI音声アシスタント、ロボティクス、IoT、ビッグデータ、クラウド、情報セキュリティ、モバイル/スマートデバイスなど、当社が関与する主な市場は軒並み2ケタの成長率を誇り、ポテンシャルの高さがうかがえます。

上記の外部環境のトレンドを踏まえ、企業の生産性の改善に向けた投資が拡大する中、当社グループでは日本企業の業務オペレーションやビジネスモデルに変革をもたらし、生産性を向上させるべく、主に日本を代表する大企業や政府官公庁に対して継続的なサービス提供を推進してまいりました。

今回の新株式発行による調達資金は、このような状況を加速させるべく、①NEW-ITトランスフォーメーション事業を推進する優秀な人材確保のための人件費・人材採用費として500百万円、②最先端の技術を活用した新たなビジネス領域の拡大、また市場開拓という観点におきまして地域内経済循環実現のための地方自治体向けITプラットフォームに必要となる投資等の新規事業開発に係る投資に1,000百万円、③当社が推進する生産性の革新及びパブリテックを加速化するために最適なシナジーが得られる事業を営む企業に対するM&A・資本業務提携投資に1,500百万円を充当し、④財務体質強化のための借入金返済に2,663百万円を充当いたします。

これにより、一層の収益性の向上を図り経営基盤をさらに強固なものにするとともに高い成長に向けて邁進してまいります。

なお、本資金調達と同時に実施する売出人による当社株式の売出しにつきましては、当社株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的としております。

※1

出典：平成28年版高齢社会白書（内閣府）

※2

「パブリテック」とは、公共(public)と技術(technology)を掛け合わせた造語。AI、IoT、ブロックチェーン等の先端技術を用いることにより、社会課題を解決していく取り組みを指す。先端技術を行財政運営に活用することで、業務効率化・自動化により、市民本位の市役所や県庁を実現することが可能となる。パブリテックによって実現する行政体は「スマート市役所」「スマート県庁」「スマート政府」と呼ばれる。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

記

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,600,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2019年5月22日（水）から2019年5月24日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、株式会社SBI証券を主幹事会社とする引受団（以下、一般募集に関して「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。募集株式の一部は、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
募集株式を取得し得る投資家のうち、国内個人投資家に対する需要状況の把握及び配分に関しては、株式会社SBI証券が行う。また、国内機関投資家及び海外投資家に対する需要状況の把握及び配分に関しては、株式会社SBI証券及びクレディ・スイス証券株式会社が共同ブックランナーとして行う。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 2019年5月30日（木）から2019年6月3日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の6営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役兼執行役員社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 450,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 及 び 神 保 吉 寿 175,000 株
売 出 株 式 数 福 留 大 士 175,000 株
石 原 徹 哉 50,000 株
山 田 裕 50,000 株
- (3) 売 出 価 格 の 日 本 証 券 業 協 会 の 定 め る 有 価 証 券 の 引 受 け 等 に 関 す る 規 則 第
決 定 方 法 25 条 に 規 定 さ れ る 方 式 に よ り、 発 行 価 格 等 決 定 日 の 株 式 会 社
東 京 証 券 取 引 所 に お け る 当 社 普 通 株 式 の 終 値（ 当 日 に 終 値 の
な い 場 合 は、 そ の 日 に 先 立 つ 直 近 日 の 終 値 ） に 0.90～1.00
を 乗 じ た 価 格（ 1 円 未 満 端 数 切 捨 て ） を 仮 条 件 と し て、 需 要
状 況 等 を 勘 案 し た 上 で、 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る。 な
お、 売 出 価 格 は 一 般 募 集 に お け る 発 行 価 格（ 募 集 価 格 ） と 同
一 と す る。
- (4) 売 出 方 法 引 受 人 の 買 取 引 受 け に よ る 売 出 し と し、 株 式 会 社 S B I 証 券
を 引 受 人 と し て 全 株 式 を 買 取 引 受 け さ せ る。 な お、 売 出 株 式
の 一 部 は、 欧 州 及 び ア ジ ア を 中 心 と す る 海 外 市 場（ た だ し、
米 国 及 び カ ナ ダ を 除 く。 ） の 海 外 投 資 家 に 対 し て 販 売 さ れ る
こ と が あ る。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引 受 手 数 料 は 支 払 わ れ ず、 こ れ に 代 わ る も の と し て 引 受 人 の
買 取 引 受 け に よ る 売 出 し に お け る 売 出 価 格 と 引 受 価 額（ 売 出
人 が 引 受 人 よ り 1 株 当 た り の 売 買 代 金 と し て 受 取 る 金 額 ） と
の 差 額 の 総 額 を 引 受 人 の 手 取 金 と す る。 な お、 引 受 価 額 は 一
般 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る。
- (6) 申 込 期 間 一 般 募 集 に お け る 申 込 期 間 と 同 一 と す る。
- (7) 受 渡 期 日 一 般 募 集 に お け る 払 込 期 日 の 翌 営 業 日 と す る。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売 出 価 格、 そ の 他 引 受 人 の 買 取 引 受 け に よ る 売 出 し に 必 要 な 一 切 の 事 項 の 決 定 に つ
い て は、 当 社 代 表 取 締 役 兼 執 行 役 員 社 長 に 一 任 す る。
- (10) 前 記 各 号 に つ い て は、 金 融 商 品 取 引 法 に よ る 届 出 の 効 力 発 生 を 条 件 と す る。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 307,500 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 株式会社 S B I 証券
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 株式会社 S B I 証券が、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案した上で、307,500 株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
なお、売出株式の一部は、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役兼執行役員社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出席出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、307,500株を上限として株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡り日から2019年6月21日（金）までの間を行使期間として、上記当社株主から付与されます。

また、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2019年6月21日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。株式会社SBI証券がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、株式会社SBI証券がグリーンシューオプションを行使することにより返還されます。

2. 今回の一般募集による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数

14,027,200株（2019年3月31日現在）

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

新株式発行による増加株式数	1,600,000株
増加後の発行済株式総数	15,627,200株

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集に係る手取概算額合計5,663百万円（以下「本件取得資金」という。）について、手取金の使途は主に下記のとおりとなります。

資金使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 人件費・人材採用費	500	2019年6月～2021年9月
② 新規事業開発に係る投資	1,000	2019年6月～2021年9月
③ M&A・資本業務提携投資	1,500	2019年6月～2020年5月
④ 財務体質強化のための借入金返済	2,663	2019年6月～2019年9月
計	5,663	—

① 人件費・人材採用費 500百万円

当社は、本件取得資金のうち500百万円を人件費及び人材採用費に充当する予定です。

当社グループの事業が継続的な発展を実現するためには、最先端のテクノロジーを活用し、NEW-IT トランスフォーメーション（※3）による生産性の革新を推進する多くの領域において高い能力を持つ優秀な人材の獲得及び育成が非常に重要であると考えております。

当社グループでは、優秀な人材の確保を重要な経営課題と位置づけており、人材の採用に積極的に取り組んでおりますが、近年あらゆる業界においてデジタルトランスフォーメーションが進んでおり、人材獲得競争が激化する中、優秀な人材確保にあたっての競争優位性を確立し、事業の拡大を行ってまいります。

② 新規事業開発に係る投資 1,000百万円

当社は、本件取得資金のうち1,000百万円を、新規事業開発に係る投資に充当する予定です。

当社グループが推進する NEW-IT トランスフォーメーション事業においては、日進月歩の進化を遂げている最先端の技術を絶えず現場で適用・検証しなければなりません。当該最先端技術を生産性の革新やパブリックにおける各種プロジェクトに応用

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

すべく、発掘・開発し、NEW-IT トランスフォーメーション事業における技術基盤やノウハウの拡充を確固たるものにし続けていく必要があります。

また、当社グループが持続可能な成長性を維持し企業価値を向上させるためには、最先端の技術を活用した新規事業創造を行い、新しい市場を開拓する取組みも重要であると認識しております。

当社は、新たなビジネス領域の拡大のために、人工知能、ブロックチェーン技術、ドローン技術、セキュリティ技術、ロボティクス技術等に取り組みます。また、市場開拓という観点では、地域内経済循環実現のための地方自治体向けITプラットフォームに必要となるデジタル決済や必要インフラへの投資、各種ソフトウェアの開発及び投資等を予定しており、それらの費用に充当する予定です。

③ M&A・資本業務提携投資 1,500 百万円

当社は、本件取得資金のうち1,500百万円を、M&A・資本業務提携投資に充当する予定です。

当社が推進する生産性の革新及びバブリテックを加速化するために最適なシナジーが得られる事業を営む企業に対するM&Aや資本業務提携を実施することにより当社グループの事業を補完・強化することが可能であると考えており、事業規模拡大のための有効な手段の一つであると位置づけております。具体的な資金使途としては、以下の2つの計画を予定しております。

まず、当社は2018年11月に株式会社トラストバンク（※4）の株式を取得し、60%程度を保有しておりますが、更に持株比率を向上させる予定であり、2019年9月末までに800百万円を投じる計画です。株式会社トラストバンクとの事業シナジーは当社の中期経営計画達成に向けた最も重要な要因であり、更に関与度を高めることを意図しております。なお、取得株式数、取得方法、取得単価及び株式追加取得後の持株比率については現時点で未定です。

次に、最先端のテクノロジーを活用してサービスを提供する企業や生産性の向上及びバブリテックを加速化する上でシナジーのある企業との資本業務提携に700百万円を充当する計画です。これまで、当社ではIPOアクセラレーションプログラム（※5）を展開して累計275百万円の投資を行ってまいりましたが、株式会社GA technologiesや株式会社識学が東京証券取引所マザーズ市場に上場するなど、大きな成果をあげております。この動きを更に加速させるためにも、IPOアクセラレーションプログラムの当初予定投資総額1,000百万円から上記累計投資額を差し引いた725百万円のうち700百万円を資本業務提携のための資金として調達したいと考えております。資本業務提携につきましては、現時点においてその具体的な内容や金額、充当時期について決定したものではありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

何らかの理由で支出予定期間中にM&A及び資本業務提携投資を実施する機会がない場合は、本③の資金は借入金の返済に充当する予定です。

④ 財務体質強化のための借入金返済 2,663 百万円

当社は、本件取得資金のうち 2,663 百万円を、金融機関からの借入金の返済に充当する予定です。当社では、2018 年 11 月に実施した株式会社トラストバンクの株式取得費用を金融機関からの借入れ（※6）により充当しております。当該借入金の一部を返済することにより借入金の圧縮を行い、当社グループの財務体質の強化につなげてまいります。なお、借入金の一部返済後の残額の返済については、当初の金銭消費貸借契約に基づき、借入期間内での返済を行ってまいります。

※3

当社は、新たなIT技術を用いて企業に変革を促す「NEW-IT トランスフォーメーション事業」を展開しております。「NEW-IT」とは、従来の「価格が高く、構築に時間がかかり、使い勝手の悪い」IT（情報技術）とは異なり、昨今本格化している「価格が安く、導入がスピーディーで、使い勝手の良い」ITを指します。クラウド技術などはその典型例ですが、NEW-ITの一部でしかありません。ITを構成する端末・回線・ソフトウェア・ストレージなどの多岐にわたる課題をワンストップで解決し、顧客のNEW-ITへの移行・活用を支援するのが当社のビジネスです。

※4

株式会社トラストバンクの概要及び子会社化した目的

【株式会社トラストバンクの概要】

(1) 名 称	株式会社トラストバンク
(2) 所 在 地	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 須永 珠代
(4) 事 業 内 容	ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」等の運営・企画をはじめとするメディア事業他
(5) 資 本 金	774 万円
(6) 設 立 年 月 日	2012 年 4 月 2 日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社チェンジ 60.11% 須永 珠代 上村 龍文 なお、須永珠代及び上村龍文の持株比率につきましては、本人の要望により、非開示といたします。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【株式会社トラストバンクを子会社化した目的】

株式会社トラストバンクの主力事業であるふるさと納税事業を基軸としつつ、自治体並びに地域の事業者及び生産者とこれまで以上に密に連携をして、地域の地場産業における支援とともに、パブリック事業を通じた地域の課題解決に取り組み、当社の得意領域である自治体内での NEW-IT 活用を通じた生産性向上プロジェクトのみならず、デジタル決済・地域通貨を活用した地域内の経済循環、インバウンド関連事業の強化（外国人観光客向けの各種取組み）など、相乗効果が期待できる事業領域を切り拓いていくことを目的に子会社化を行いました。

※5

IPOアクセラレーションプログラムの概要

IPOアクセラレーションプログラムは、当社の「NEW-IT トランスフォーメーション事業」の拡大に寄与することが見込まれる有望なパートナー企業との資本業務提携を通じて、相互の企業価値向上の推進を図るものです。主にIPOの準備期間に入っている企業への投資を行っております。

※6

借入れの概要

①借入先	株式会社みずほ銀行
②借入総額	5,000 百万円
③借入金利	基準金利＋スプレッド
④返済方法	元金不均等返済
⑤借入日	2018 年 11 月 30 日
⑥借入期間	5 年間
⑦担保の有無	有り
⑧劣後条項	無し

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達に伴う今期の業績に与える影響はありません。なお、調達資金を上記 3. (1) に記載の用途に充当することにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社の中長期的な成長に資するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現在、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた運転資金又は投資に充当することで、更なる企業価値の向上を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)に記載の方針から、当社は配当を実施せず、今後においても当面の間は成長に向けた優秀な人材を積極的に採用し、新技術の導入、新サービスの提供及び新たなビジネス・パートナーとの提携による事業領域の拡大を行うことで内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の財政状況及び経営成績を勘案の上、配当という形式での株主への利益還元を検討していく予定ではございますが、現時点において配当の実施及びその時期等については未定であります。

当社の剰余金の配当は事業年度末日を基準日としており、決定機関は株主総会であります。なお、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の用途

上記(1)に記載のとおり、内部留保資金については、財務体質の強化と事業拡大に向けた運転資金もしくは投資に充当することで、更なる企業価値の向上を実現していく所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期
1株当たり当期純利益	10.54円	17.88円	25.65円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	—円 (—円)	—円 (—円)	—円 (—円)
実績連結配当性向	—%	—%	—%
自己資本当期純利益率	19.4%	23.7%	25.1%
純資産配当率	—%	—%	—%

(注) 1 当社は、2016年7月29日付で普通株式1株につき300株の割合、2018年7月1日付及び2019年1月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

っておりますが、2016年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2

自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（新株予約権控除後の純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストックオプションを発行しており、内容は以下のとおりであります。

(2019年3月31日現在)

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の払 込金額	資本組入額	行使期間
2014年9月23日	168,000株	17円	9円	2016年9月26日から 2024年9月20日まで
2015年10月14日	267,600株	63円	32円	2017年10月16日から 2025年10月10日まで
2017年8月14日	192,400株	1,815円	908円	2019年1月1日から 2024年8月30日まで

(注) 2016年7月29日付で普通株式1株につき300株の割合、2018年7月1日付及び2019年1月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株式発行予定残数」、「行使時の払込金額」及び「資本組入額」は当該株式分割調整後の内容となっております。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
2016年9月26日	有償一般募集 302,120千円	223,060千円	174,560千円

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2016年9月期	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期
始 値	2,999	4,970	8,570 ※3,895	4,615 ※3,470
高 値	4,480	9,180	11,590 ※4,915	7,910 ※4,665
安 値	2,811	3,720	5,840 ※2,999	4,120 ※3,320
終 値	4,480	8,490	7,560 ※4,585	6,660 ※3,615

- (注) 1 各株価は、2018年9月3日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2016年9月27日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
- 2 2019年9月期の株価については、2019年5月14日現在で表示していません。
- 3 2018年9月期の※印は2018年7月1日付の普通株式1株につき2株の株式分割による権利落ち後の株価を示しており、2019年9月期の※印は2019年1月1日付の普通株式1株につき2株の株式分割による権利落ち後の株価を示しております。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、当社株主であり引受人の買取引受けによる売出しにおける売出人である神保吉寿、福留大士、石原徹哉及び山田裕、並びに当社株主である伊藤彰、金田憲治及び高橋範光は、主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

有価証券の発行等（ただし、一般募集による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

2019年5月15日開催の取締役会において決議した前記「I. 新株式発行及び株式売出し」に記載の新株式発行及び株式売出しに伴い、主要株主である福留大士が主要株主でなくなるが見込まれるものであります。

2. 異動する株主の概要

氏名	福留 大士
住所	東京都港区
上場会社と当該株主の関係	当社代表取締役兼執行役員社長

3. 異動前後における当該株主の所有議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2019年3月31日現在)	15,484 個 (1,548,400 株)	11.04%	第2位
異動後	13,734 個 (1,373,400 株)	8.79%	第2位

- (注) 1 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2019年3月31日現在の総株主の議決権の数140,204個を基準に算出しております。
- 2 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、異動前の総株主の議決権の数140,204個に今回の一般募集により増加する議決権の数16,000個を加算した総株主の議決権の数156,204個を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の払込期日の翌営業日

5. 今後の見通し

主要株主の異動による業績への影響はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。